

平成28年6月6日

平成28年鳥羽市議会会議
提出議案

鳥羽市長

平成28年6月6日会議提出議案一覧表

議案第 1 号	平成28年度鳥羽市一般会計補正予算（第1号）	・・・ 別冊
議案第 2 号	鳥羽市議会議員及び鳥羽市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部改正について	・・・ 1
議案第 3 号	鳥羽市議会議員及び鳥羽市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について	・・・ 3
議案第 4 号	鳥羽市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正について	・・・ 5
議案第 5 号	農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることについて	・・・ 7
報告第 1 号	平成27年度鳥羽市一般会計繰越明許費繰越計算について	・・・ 8
報告第 2 号	専決処分した事件の報告について （道路事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて）	・・・ 10

議案第 2 号

鳥羽市議会議員及び鳥羽市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部改正について

鳥羽市議会議員及び鳥羽市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 6 月 6 日 提 出

平成 28 年 月 日

鳥羽市長 木 田 久 主 一

提案理由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をしたく、本提案とするものである。

鳥羽市議会議員及び鳥羽市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営
に関する条例の一部を改正する条例

鳥羽市議会議員及び鳥羽市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例（平成6年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,300円」を「15,800円」に改め、同号イ中「7,350円」を「7,560円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 3 号

鳥羽市議会議員及び鳥羽市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の
公営に関する条例の一部改正について

鳥羽市議会議員及び鳥羽市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営
に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 6 月 6 日 提 出

平成 28 年 月 日

鳥羽市長 木 田 久 主 一

提案理由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をしたく、本提案とするもの
である。

鳥羽市議会議員及び鳥羽市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公
営に関する条例の一部を改正する条例

鳥羽市議会議員及び鳥羽市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に
関する条例（平成6年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条中「510円48銭」を「525円6銭」に、「301,875円」を「310,500円」に改
める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第4号

鳥羽市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部
改正について

鳥羽市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改
正する条例を次のように定める。

平成28年 6月 6日 提 出

平成28年 月 日

鳥羽市長 木 田 久 主 一

提案理由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をしたく、本提案とするもの
である。

鳥羽市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を
改正する条例

鳥羽市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成20年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「7円30銭」を「7円51銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 号

農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を 4 分の 1 以上とすることについて

農業委員会等に関する法律第 8 条第 5 項ただし書及び農業委員会等に関する法律施行規則第 2 条第 2 号の規定により、農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を 4 分の 1 以上とすることについて、議会の同意を求めらる。

平成 28 年 6 月 6 日 提 出

平成 28 年 月 日

鳥羽市長 木 田 久 主 一

提案理由

農業委員会の委員の任命につき、認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合が過半数に満たないため当該割合を 4 分の 1 以上としたく、本提案とするものである。

報告第1号

平成27年度鳥羽市一般会計繰越明許費繰越計算について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成27年度鳥羽市一般会計繰越明許費繰越計算について、次のように報告する。

平成28年 6月 6日 報 告

鳥羽市長 木田久主一

平成27年度鳥羽市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	繰越明許費	翌年度繰越額	左			の			源			内	財	源	一	般	財	源	
					既収入	特定財源	未収入	支出	入金	特定	財	源	の								他
2. 総務費	1. 総務管理費	地方創生加速化交付金事業 (鳥羽への移住・定住応援 事業)	7,503,000	7,503,000			(国)	7,503,000												0	
2. 総務費	1. 総務管理費	地方創生加速化交付金事業 (移住相談支援事業)	5,508,000	5,508,000			(国)	5,499,000		諸収入										9,000	0
2. 総務費	1. 総務管理費	自治体情報セキュリティ 強化対策事業	13,200,000	13,200,000			(国)	6,600,000													6,600,000
2. 総務費	3. 戸籍住民登録費	個人番号カード等交付事業	6,574,000	5,512,000			(県)	5,512,000													0
5. 農林水産業費	3. 水産業費	地方創生加速化交付金事業 (沿岸漁場整備事業)	4,992,000	4,992,000			(国)	4,992,000													0
5. 農林水産業費	3. 水産業費	地方創生加速化交付金事業 (漁業就労応援事業)	500,000	500,000			(国)	500,000													0
6. 観光商工費	1. 観光費	地方創生加速化交付金事業 (海女のまち・鳥羽の魅力 発信事業)	10,000,000	10,000,000			(国)	10,000,000													0
6. 観光商工費	1. 観光費	地方創生加速化交付金事業 (漁業と観光の連携事業)	3,500,000	3,500,000			(国)	3,500,000													0
7. 土木費	7. 住宅費	地方創生加速化交付金事業 (定住促進住宅整備事業)	14,995,000	14,995,000			(国)	14,995,000													0
9. 教育費	5. 社会教育費	地方創生加速化交付金事業 (海女文化活性化構想計画 策定事業)	7,712,000	7,712,000			(国)	7,712,000													0
10. 災害復旧費	1. 農林水産業施設災害復旧費	農地・農業用施設災害復旧 事業	8,726,000	8,726,000			(県)	4,819,000													3,907,000
10. 災害復旧費	2. 公共土木施設災害復旧費	道路橋りょう災害復旧事業	59,119,000	53,535,000			(国)	35,130,000		市債											605,000
10. 災害復旧費	2. 公共土木施設災害復旧費	河川災害復旧事業	23,249,000	9,121,000			(国)	6,083,000		市債											38,000
合 計			165,578,000	144,804,000			(国)	102,514,000		市債											20,800,000
							(県)	10,331,000		諸収入											9,000
																					11,150,000

報告第2号

専決処分した事件の報告について

(道路事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて)

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年 6月 6日 報 告

鳥羽市長 木 田 久 主 一

専決第1号

専 決 処 分 書

道路事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成28年 5月27日

鳥羽市長 木田久主一